

通 達

令和2年度介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算（令和2年4月から令和3年3月）について、令和2年度介護職員処遇改善計画（令和2年6月から令和3年5月）を下記のとおりとします。

1. 対象者 指定介護保険事業所の介護職員（パート社員はキャリアアップ手当が対象）
（看護師、理学療法士等、相談員、事務員、調理員等は支給対象外です）
2. 期 間 令和2年6月から令和3年5月まで
3. 令和2年度賃金改善計画

【収入】		(単位:千円)
処遇改善加算見込額		120,874 千円
【支出】		
① 基本給（昇給等差額の年間額）		18,000 千円
② 処遇改善手当（毎月支給分）		60,000 千円
③ 処遇改善手当（賞与時支給分）		13,400 千円
③ キャリアアップ手当（毎月支給分）		2,400 千円
⑤ 夜勤・ナイト手当増額分		9,744 千円
⑥ ユニットリーダー手当増額分		1,752 千円
⑦ 社会保険料等法人負担分		15,794 千円
賃金改善所要見込額合計		121,090 千円
【収支差額】		-216,144 円

4. 介護職員処遇改善手当（毎月支払い分）について

介護職員処遇改善手当として、介護職員である社員に下記の金額を支払う。

・令和2年6月から 25,000 円/月（前月16日から当月15日まで、1ヶ月間すべて在籍している月に限る）

※稼働状況等により年度の途中で金額を見直します。（3ヶ月に1度見直し予定）

5. その他

- ・年間教育訓練計画作成・人事考課表を利用し能力評価の実施・BSCシートを利用した個人面談での目標設定
- ・キャリアアップ制度の実施、ICT活用
- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援
- ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

令和2年4月1日

社会福祉法人 一燈会 理事長 山室 淳 印略